

令和4年度

新潟県消防学校における教育訓練及び施設整備等のあり方検討会

報 告 書

令和5年3月

新潟県消防学校における教育訓練及び施設整備等のあり方検討会

はじめに

新潟県消防学校は、昭和 27 年 4 月に開校し、昭和 56 年 8 月に現在の新潟市西区曾和地内に移転し 40 年以上が経過した。開校以来、多くの消防職員、消防団員を養成し、消防の職務遂行に必要な知識・技能の習得と資質向上に大きな役割を果たしてきた。

また平成 23 年 3 月には、消防業務の高度化、専門化に対応するため、新潟県消防学校教育訓練あり方検討会報告書が取りまとめられ、消防職員等の教育訓練体制の充実強化が進められてきたところである。

しかしこの夏、県北部を襲った豪雨災害をはじめ、自然災害の態様は大規模化、激甚化、頻発化し、県民の安全・安心の暮らしを守る消防に対する期待はますます大きくなってきており、消防職員等の教育機関として同校の果たす役割の重要性は一層増してきている。

さらに近年、火災件数の減少など、現場経験の少ない若手消防職員が増加していることから、実践的訓練の充実強化を図り、安全管理を含めた災害対応力の向上を図ることが急務となってきている。

こうした状況を踏まえ、令和 4 年 3 月、新潟県消防学校における教育訓練及び施設整備等のあり方検討会を設置し、今後概ね 10 か年程度を想定した教育訓練及び施設整備等のあり方について検討を行い、報告書としてとりまとめた。

消防学校の教育訓練環境の充実を図るためには、必要な財源を確保しながら計画的に整備を進めるとともに、一定期間経過後に進捗状況をフォローアップするなど継続的な取り組みが必要である。

消防学校が、将来の地域消防力を担う消防職員にとって希望が持てる教育訓練の拠点となるよう、県、各消防（局）本部並びに、新潟県消防長会をはじめ新潟県消防協会等関係機関が、連携して、教育訓練内容の充実と体制の強化、施設・資機材の整備に取り組まれるようお願いしたい。

令和 5 年 3 月
新潟県消防学校における教育訓練及び施設整備等のあり方検討会
新潟県消防長会 会長 小林 佐登司

目 次

□ 新潟県消防学校における教育訓練及び施設整備等のあり方検討会	1
1 目的	
2 検討事項	
3 構成	
4 開催状況	
第 1 新潟県消防学校の現状	2
1 教育訓練の実施状況	2
(1) 消防職員	2
ア 初任教育	
イ 専科教育	
ウ 幹部教育	
エ 特別教育	
(2) 消防団員	2
ア 基礎教育	
イ 専科教育	
ウ 幹部教育	
エ 特別教育	
2 施設等の状況	3
(1) 訓練棟	
(主塔 SRC 造 8 階・延床 393 m ² 、副塔 S 造 3 階・延床 75 m ²)	3
(2) 実践的訓練施設 (実火災体験型訓練施設)	3
(3) 屋内訓練場	4
(4) 消防宿泊棟	4
(5) 訓練用車両	4
3 組織の現状	5
(1) 組織	5
(2) 職員	5

第2	検討結果	6
1	施設及び資機材等の整備における課題とあり方に関する意見・要望	6
(1)	訓練棟（主塔・副塔）	6
(2)	実践的訓練施設（実火災体験型訓練施設）	6
(3)	屋内訓練場	7
(4)	消防宿泊棟	7
(5)	訓練用車両	7
(6)	その他資機材	8
2	教育訓練体制における課題とあり方に関する意見・要望	8
	【課題】	
(1)	国の定める「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を満たしていない	8
(2)	教育訓練時における安全管理体制が必ずしも十分とは言えない	8
(3)	教官の長時間外勤務が常態化している	9
(4)	女性教官が配置されていない	9
(5)	教官の派遣期間は、期間の長さによってメリットとデメリットがある	9
	《意見・要望》	
(1)	教官の増員について	9
(2)	女性教官の配置について	10
(3)	教官の派遣期間について（アンケート結果）	10
3	教育訓練における課題とあり方に関する意見・要望	11
(1)	初任科及び救急科二期制への対応	11
(2)	実践的な教育訓練の強化、訓練内容の見直し	11
(3)	オンラインによる教育訓練の実施	12

新潟県消防学校における教育訓練及び施設整備等のあり方検討会

1 目的

今後、概ね10か年程度を想定した新潟県消防学校における教育訓練及び施設整備等のあり方について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 教育訓練のあり方に関する事
- (2) 施設整備等のあり方に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

3 構成

所属・組織	職名
新潟県消防長会	会 長（新潟市消防局長）
	副 会 長（長岡市消防長）
	〃 （上越地域消防局長）
	〃 （佐渡市消防長）
	〃 （新発田地域広域事務組合消防長）
新潟県防災局	消防課長
	消防学校長
	消防学校教頭
	消防学校総務課長

4 開催状況

- 第1回（令和4年3月18日（金））
 - ・消防学校における教育訓練及び施設等の現状と課題の説明
- 第2回（令和4年6月3日（金））
 - ・あり方検討会の今後の進め方について
 - ・新潟県消防学校における教育訓練及び施設整備等のあり方について
 - ・新潟県消防学校における教育訓練体制の現状と今後の方向性について
- 第3回（令和4年10月28日（金））
 - ・訓練棟（主塔）耐力度・劣化度調査の結果について
 - ・新潟県消防学校における施設・資機材整備計画（案）について
 - ・教官の派遣について
 - ・あり方検討会報告書（骨子案）について

第1 新潟県消防学校の現状

1 教育訓練の実施状況

消防庁告示「消防学校の教育訓練の基準」(平成15年11月19日消防庁告示第3号)及び新潟県消防学校規則(昭和57年7月30日新潟県規則第65号)に基づき、消防職員・消防団員に対し社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するため、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的な習得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、その資質を高めることを目的に、以下の教育訓練を実施している。

(1) 消防職員

ア 初任教育

各所属に配置後、直ちに警防隊員として活動できるよう、新たに採用した消防職員を対象として行う約5か月の基礎的教育訓練。初任科生の大量入校対応として、平成20年度から前後期の二期制を実施している。

イ 専科教育

特定業務において、より専門的かつ高度な消防活動を行うため、現任消防職員を対象として行う専門的教育訓練。警防科・特殊災害科(隔年実施)、救助科、予防査察科・危険物科・火災調査科(3年に2回実施)、救急科(救急有資格者養成の需要に対応するため、平成25年度から二期制)を実施している。

ウ 幹部教育

消防行政の現状や課題を理解のうえ、上司の補佐及び部下の指導を行いたく確に業務を遂行するため、消防の幹部職員を対象として行う教育訓練。初級幹部科と中級幹部科を隔年で実施しており、上級幹部科については現在休止している。

エ 特別教育

上記ア～ウ以外の、特別な目的のために行う教育訓練。新潟県消防大会操法競技会の審査員として円滑な審査を行うための操法審査員研修と、複雑多様化かつ大規模化する災害に対応した知識・技術等を身につけるための高度救助コースを実施している。

(2) 消防団員

ア 基礎教育

災害現場で、自らの安全を確保し、下命に基づく現場活動を行うため、消防団員としての実務経験が3年に満たない団員に対する基礎的教育訓練を実施している。

イ 専科教育

災害現場において中核的な活動を行うため、概ね3年以上の実務経験を有する者に対し専門的教育訓練を実施している。

ウ 幹部教育

消防団幹部としての職責を自覚し、消防団の管理運営、現場指揮、安全管理、地域住民に対する防災指導等を的確に行うため、班長以上の幹部に対して行う教育訓練。初級幹部科、指揮幹部科（現場指揮課程及び分団指揮課程）を実施している。

エ 特別教育

上記ア～ウ以外に、消防団の管理運営及び活性化に資するという特別な目的で、教育主幹科と女性消防団員科を実施している。

2 施設等の状況

新潟県消防学校は、昭和 27 年 4 月に新潟市水道町に設置された後、昭和 56 年 8 月に自治・消防研修棟の完成により現在地に移転し、その後、順次、各教育訓練施設等を整備し、現在に至っている。訓練施設、訓練用車両の状況は、以下のとおりである。

【主な訓練施設等】

区 分	竣工年月	備 考
訓練棟（主塔）	S58. 3	H20, H23 外壁補修、屋上防水等 R1 基礎のコンクリート塗り直し
訓練棟（副塔）	S58. 3	H20, 25, 29, R1 補修（塗装等）
屋内訓練場	S63. 3	H14 屋根の塗装 R2 屋根、外壁（一部）の補修
自治消防研修棟	S56. 4	
消防宿泊棟	S59. 3	H30～R2 曾水寮の舎室改修
震災対応訓練施設	H25. 3	
土砂災害対応訓練施設	R3. 6	

（1） 訓練棟（主塔 SRC 造 8 階・延床 393 m²、副塔 S 造 3 階・延床 75 m²）

主塔については、昭和 58 年 3 月に建設されて以降、平成 20 年度に西面・北面の外壁補修工事及び屋上防水工事、平成 23 年度に東面・南面の外壁補修工事、令和元年度に基礎部分（一部）のコンクリート塗り直し工事を実施し現在に至っている。

副塔については、昭和 58 年 3 月に建設されており、平成 20 年度に塗装替工事を実施、平成 25、28 年度には錆落としと塗装を実施、令和元年度には錆落とし塗装に合わせ一部改修工事を実施した。

（2） 実践的訓練施設（実火災体験型訓練施設）

平成 23 年 3 月に取りまとめられた「新潟県消防学校教育訓練あり方検討会報告書」において、消防学校における実火災体験型訓練施設の整備について提言があったが、具体的な検討には至っていない。

(3) 屋内訓練場

平成 14 年度に屋根の塗装工事を実施、平成 30 年度に経年劣化により腐食が進行していたため、県営繕課による現地調査を行い、令和 2 年度に屋根・外壁改修工事を発注したが、外壁内にアスベストが含有されていたことが確認されたため、屋根のみを改修した。

(4) 消防宿泊棟

曾水寮（4 人部屋）については、平成 30 年度からの 3 か年度で、床・天井・壁紙の全面張り替え、独立型ロフトベッドの導入、内窓設置による高断熱化などの改修工事を実施したところであるが、現在は、新型コロナウイルス感染防止のため親和寮も活用しながら一部屋を 1 人で使用している。

また、宿泊棟内にある体力錬成施設については、令和 3 年度に不要となったトレーニング器具（プレスベンチ、バーベルセット等）を譲り受けて設備を充実させたほか、2 階エントランス部分にトレーニング器具を設置するなど面積を拡充した。

(5) 訓練用車両

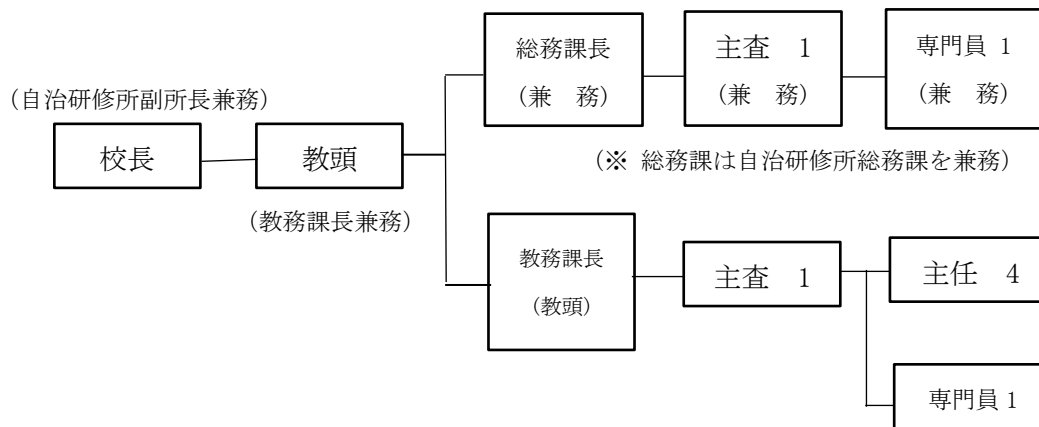
消防学校が保有する訓練用車両は、基本的に消防本部からの無償譲渡という形で車両を調達してきており、初年度登録から 20 年以上経過した車両が大半を占めている。

区 分	初年度登録	登録番号	備 考
消防車	H27. 11	有	H27. 11 消防庁から無償貸与
救急車	H21. 10	〃	H30. 12 柏崎市消防本部から
救助工作車	H13. 11	無	H30. 4 新発田広域消防本部から
消防車	H10. 1	〃	H30. 1 糸魚川市消防本部から
〃	H8. 8	〃	H30. 8 燕・弥彦消防本部から
〃	H5. 7	〃	H23. 7 小千谷市消防本部から
〃	H5. 2	〃	H 5. 2 消防防災課で購入

※ 消防団訓練用オフロードバイク H30. 11 消防庁から無償貸与

3 組織の現状

(1) 組織



(2) 職員

消防職員、消防団員の教育訓練を担当する教務課の職員は7名であり、うち教頭（教務課長兼務）を含む4名については、新潟県消防長会が定めた派遣計画表に基づき、教頭は新潟市消防局から、他の3名は県内各消防本部から2年の任期で派遣されている。

残り3名については、いずれも県職員であるが、2名が事務職、1名が新潟市消防局OBの任期付職員となっている。

また、予算の執行、施設管理等を担当する総務課の職員3名は、いずれも自治研修所総務課を兼務しており、2名が事務職、1名が事務職OBの再任用職員となっている。

第2 検討結果

1 施設及び資機材等の整備における課題とあり方に関する意見・要望

(1) 訓練棟（主塔・副塔）

【課題】

- ・ 訓練棟は、昭和58年3月の竣工後約40年が経過し、主塔及び副塔いずれもかなり老朽化が進んでおり、訓練実施にあたり安全性の確保に懸念がある。
- ・ 主塔については、令和4年9月に耐力度・劣化度調査を実施した結果、躯体のコンクリート強度に問題は確認されなかったものの、バルコニーや屋外階段等躯体に付属する部分には、建物の利用に影響するようなコンクリートの爆裂、欠損、鉄筋の腐食が著しい箇所が多数あり、早急な対応が必要であると判断された。
- ・ 副塔については、母体の劣化が激しいため劣化調査ができず、修繕不能と指摘された。
- ・ 上記老朽化により建設当初の想定どおりに使用できず、また、現代の消防のニーズや地域の実情に応じた教育訓練が実施できていない。

《意見・要望》

- 安全に訓練を実施するため、主塔については今後適切に改修を実施し、副塔についても、建替を行い安全性を確保する必要がある。
なお、副塔の建替にあたって、現代の消防のニーズや地域の実情に応じた教育訓練を実施できるようにしてもらいたい。

(2) 実践的訓練施設（実火災体験型訓練施設）

【課題】

- ・ 平成20年に新潟市西区の火災現場において、新潟市消防職員の殉職事案が発生したほか、毎年のように全国的に殉職事案が発生している。
- ・ 近年、全国的に火災発生件数は減少傾向にあり、消防職員が火災現場を経験する機会が減少している。

《意見・要望》

- 平成20年の新潟市消防職員の殉職事案や、近年、特に若手消防職員が火災現場を経験する機会が減少しているが、フラッシュオーバー（火災室内の可燃物が加熱され、ある時期に一気に燃えだして室内が炎に包まれる現象）による受傷事例が増加している。
火災による殉職者を発生させないためにも、フラッシュオーバーに至る過程や火災現場と同様の熱環境を体験・学習できる実火災訓練装置を早期に導入することが必要である。
- 導入にあたっては、安全管理を確保できる訓練指導体制と実効性のある訓練内容等についても具体的な検討が必要である。

(3) 屋内訓練場

【課題】

- ・ 外壁の老朽化が進んでいたことから、令和2年度に外壁修繕工事を実施する予定であったが、アスベストが検出されたため一旦中断し、令和5年度にあらためて修繕工事を実施する予定となっている。
- ・ 訓練場が狭く、また教育訓練を行うための設備や支持点が少ない。

《意見・要望》

- 初任科と専科が屋内訓練場を同時に使用すると、訓練内容が制限されてしまうので、訓練に必要な支持点の増設や建物の増築・新築等により、訓練環境の充実をお願いしたい。

(4) 消防宿泊棟

【課題】

- ・ 洗濯室は、老朽化によりプレハブの柱の腐食が進んでいることから、改修が必要である。
- ・ 体力錬成施設については、令和3年度にトレーニング器具を整備し、面積を拡充したが、「トレーニング時の広さ・設備ともに十分ではない」と入校生から不満がある。
- ・ 食事は、令和4年度から校内の厨房で調理した夕食を提供しているが、朝・昼食については提供できていない。(朝・昼食は弁当を提供)
- ・ 入校する女性消防職員にとって、浴室やトイレ等の老朽化対策やセキュリティ対策など生活環境が十分整備されているとはいえない。

《意見・要望》

- 浴室やトイレ・洗濯室の改修、体力錬成施設の整備など、宿泊棟の環境整備について、優先度を考慮し計画的に実施してもらいたい。
- 厨房で調理した食事の提供に向け、学生の食事改善について引き続き検討をお願いしたい。
- 女性活躍の時代であり、各消防本部では、総務省消防庁の定めた数値目標を踏まえ、女性消防職員を増やす取り組みを進めている。
女性職員が安心して学校生活を送ることができるよう、女性エリアについてのセキュリティを万全にするとともに施設の改修や生活環境の整備を進めてもらいたい。

(5) 訓練用車両

【課題】

- ・ 訓練用車両については、老朽化が進み不具合が発生している車両が多い。

《意見・要望》

- 消防学校は教育機関であるので、新しい車両を導入し、最新の機材で教育する

のが本来の学校としてのあり方ではないか。

県内消防本部からの有償譲渡等、消防本部と連携し計画的に更新してもらいたい。

(6) その他資機材

【課題】

- ・ 耐用年数を超過している資機材が多く、故障等により使用できない資機材が多数存在している。
- ・ 県内消防（局）本部において、既に使用していない古いタイプの資機材で教育訓練を実施している。
- ・ 教育訓練で使用する資機材を一部保有していないことから、他機関並びに県内消防（局）本部から借用し訓練を実施している。

《意見・要望》

- 消防学校は教育訓練機関であるので、学校保有の資機材で教育訓練を実施するのが本来の学校としてのあり方ではないか。また、優先度を考慮した整備計画を作成し、計画的に整備、更新することが必要である。

2 教育訓練体制における課題とあり方に関する意見・要望

【課題】

(1) 国の定める「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を満たしていない

- ・ 国は、消防学校の教育水準の維持向上に資することを目的に、学校が備えるべき施設や設備、資機材及び必要な職員等についての基準として、「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（昭和46年4月19日消防庁告示第1号）を定めている。
同基準では、本県は9人の教員（教頭を除く。）が必要とされているが、実態は6人であり、基準を満たしていない。

(2) 教育訓練時における安全管理体制が必ずしも十分とは言えない

- ・ 初任科と専科の教育訓練が重なる期間は、教官が担当する業務量が増加し、現場の安全管理を外部講師に任せなければならない状況が生じるなど、必ずしも安全管理体制が十分とはいえない場合がある。

〔参考〕

□救助訓練中に死亡した消防職員の安全配慮義務についての判例

- 宮崎市消防訓練事故事件（宮崎地判 昭和57年3月30日）

【概要】

- ・ 救助訓練中、訓練塔においてロープを振り上げて投げる瞬間、バランスを崩し7メートルの高さから落下し死亡したものの。

【判決内容】

- ・ 安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる具体的状況によって異なるべきものである。
- ・ 通常の火災予防業務や一般訓練、消防演習時などのように危難の現場から遠ざかれば遠ざかるほど安全配慮義務が強く要請される。
- ・ 使用者は、十分な安全配慮をなした訓練を常日頃実施すべき義務がある。

(3) 教官の長時間時間外勤務が常態化している

- ・ 教育訓練は、学校の教官が担当する場合と県内消防（局）本部や行政機関、医療機関等からの外部講師が担当する場合がある。
- ・ 教官は教育訓練時には安全管理にあたるため訓練現場にすることが多く、自ら担当する教育訓練科目の準備等のための時間外勤務が常態化している。
また、このような状況から有給休暇等を取得しにくい職場環境となっている。

(4) 女性教官が配置されていない

- ・ 各消防本部において、女性職員の採用に向けて取り組みを進めており、県内では徐々に女性消防職員が増加してきている状況にあるが、教育訓練を担当する教務課の教官6名は、いずれも男性であり、女性教官は配置されていない。

(5) 教官の派遣期間は、期間の長さによってメリットとデメリットがある

- ・ 教官の派遣期間は、県消防長会が定める「新潟県消防学校教官基本方針」により2年間と定められている。
- ・ 派遣期間について、全消防（局）本部の意見としては、消防本部の組織体制への影響や派遣職員の処遇・人選、家庭への負担等の面からは2年間が望ましいとする意見が多かったが、最近の派遣教官経験者に意見を聞いたところ、学校の教育指導の充実のためには3年間が望ましいとする意見が多かった。

《意見・要望》

(1) 教官の増員について

- 他県の消防学校において、教育訓練中の学生の死亡事故が発生し、指導していた教員が刑罰及び懲戒処分を受けた事案が発生している。また、全国的に教育訓練中の負傷者等を伴う事故が年間500件ほど発生している。

国の基準によれば本県で必要な教員数は9人とされているところ、実態は6人であり全国の同規模の学校と比べても、教員数が少ない状況にある。

教育訓練中に事故が起こらないよう、安全管理の徹底を図ることが重要であるが、万が一事故が発生した場合、現状のままでは県の安全管理体制に対する責任を追及されることはもちろんであるが、県内消防（局）本部からの外部講

師に対しても責任を追究されかねない。

- 学校の業務多忙等を理由に安全管理にあたる安全担当者が不在となり、教育訓練に係る安全管理がおろそかにならないよう、教員の増員を行い、安全管理体制の充実を図ることが必要である。
- 派遣教官の職務は、当該職員にとって貴重な経験と考えているが、派遣にあたっては、家族の理解が欠かせない。
長時間勤務の解消、有給休暇や育児休暇を取得しやすい勤務体制など職場環境の改善のためにも教員の増員が必要である。
- 派遣教官経験者のアンケート（詳細は（3）参照）によれば、教官の職務は多忙であり、訓練内容の見直しに取り組む余裕がないという意見が多くあった。学生の教育訓練の充実を図るためにも、教員を増員してもらいたい。

（2）女性教官の配置について

- 初任科をはじめ女性消防職員が入校している現状があることから、訓練時の指導だけでなく、入寮中の生活指導や安全対策等に適切に対応するためにも、消防学校に女性教官を配置する必要がある。
- 女性教官の派遣にあたっては、子育ての対応や家庭環境によって家族の理解が得られにくいなどの状況があるので、単身赴任や長時間勤務の解消、休暇を取得しやすい職場環境等、派遣しやすい環境づくりを進めてもらいたい。

（3）教官の派遣期間について（アンケート結果）

●県内消防本部（19本部）

〔質問〕『適当な派遣期間について』

〔回答〕

2年間で望ましい	13 消防本部（68.4%）
3年間で望ましい	4 消防本部（21.1%）
どちらともいえない	2 消防本部（10.5%）

【2年間で望ましいとする主な理由】

- ・ 組織運営や所属復帰後の勤務への影響が懸念される
- ・ 所属の人員不足（小規模な消防本部ほど負担が大きい）
- ・ 単身赴任期間が延びた場合、家族への影響が懸念される

【3年間で望ましいとする主な理由】

- ・ 教育体制が安定し、より充実した教育指導が可能となる
- ・ 教官は、より内容を高めた研修計画の立案が可能となる

【その他の意見】

- ・ 派遣期間のほか、派遣教官数、引継ぎのタイミング、プロパー職員の確保について検討が必要ではないか。

●派遣教官経験者（9名）の意見

- ・ 現状の体制では、1年目は前年のカリキュラムの踏襲、2年目にそのブラッシュアップしたものを実施するだけで終わってしまう。
- ・ 教官を増員し、専科について副担当を配置することにより、主担当の負担を分散し、質の高い教育と安全な訓練体制の構築ができると考える。
- ・ 学校教育の充実を図るためには3年間の任期が適当であるが、任期だけでなく教官の増員が望ましい。
- ・ （子育て世代が多く）単身赴任は経済的負担や家族の負担が増える。休暇が取りやすい職場環境に改善することで家族の負担が軽減されると感じる。
- ・ 派遣期間の延長も大切であるが、派遣教官の増員が優先ではないか。これができないと、ひいては教育訓練の充実や教官の家庭環境・仕事環境の改善につながらないと思う。

3 教育訓練における課題とあり方に関する意見・要望

（1）初任科及び救急科二期制への対応

【課題】

- ・ 初任科及び救急科については、二期制を採用しているが、現在の消防職員の年齢構成や定年延長などを考慮すると、今後は、入校者数の減少により二期制が維持できなくなることも予想される。

《意見・要望》

- 今後、各消防本部において、定年引上げ期間中の新規採用のあり方や消防力を維持するための定員の見直し等について検討を行うこととなること、また4月採用だけでなく9月採用を実施している消防本部もあることなどから、当面は二期制を維持したうえで、今後の動向を注視しながら総合的に検討していく必要がある。

（2）実践的な教育訓練の強化、訓練内容の見直し

【課題】

- ・ 現場経験が豊富なベテラン職員が減少していること。また、火災発生件数が減少傾向にあることなどから、現場経験の浅い若手職員が増えている。

《意見・要望》

- 火災発生件数が減少傾向にある中、消防職員の安全確保の観点から、より実

実践的な教育訓練を実施する必要がある。

- 初任科のカリキュラムにあるポンプ操法に代えて、実践的な火災防ぎよ、放水訓練を行うことを検討してはどうか。また、現場の意見や他県の状況も参考にしながら、通信指令の特別教育の実施及び必要な訓練内容の見直しを行ってほしい。

(3) オンラインによる教育訓練の実施

【課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、教育訓練課程の一部中止やカリキュラムの変更等を行わざるを得ない状況が発生した。
(第 110 期初任科では、新型コロナウイルス感染者が多数発生した際、全体講義を対面形式からオンライン形式に変更して実施)

《意見・要望》

- 消防団員の被雇用者数が増加し、消防学校への入校が困難になっている状況がある。消防団員の負担軽減のためにも、オンライン研修の実施について検討してはどうか。

※ 検討会での意見・要望を踏まえ、別添のとおり「施設・資機材整備計画」として、今後の方向性と実行工程（目標）を整理した。

新潟県消防学校施設・資機材整備計画

項目	施設・資機材等	今後の方向性	R4~5	R6	R7	R8	R9	R10	R11以降	
① 教育訓練施設等の整備	1-1. 訓練棟 主塔 (耐用年数47年)	<ul style="list-style-type: none"> 耐力度・劣化度調査の結果を踏まえた改修を実施し、安全性を確保する。 	劣化・耐力度調査 令和4年度 2月補正予算要求 改修設計 改修工事		維持管理（定期的に補修実施）					
	1-2. 訓練棟 副塔 (耐用年数34年)	<ul style="list-style-type: none"> 現在求められている訓練機能を有した構造とし、また今後のニーズを考慮したものとなるよう建て替えを実施する。 	令和4年度 2月補正予算要求 基本構想・協議 基本・実施・解体設計 解体工事 建設工事		維持管理（定期的に補修実施）					
	2. 実践的訓練施設 (実火災訓練装置)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運用に関しては、活用する教育訓練内容、安全管理員の確保のほか、訓練指導する教官の研修等が必要となるため、教官の増員と併せ、施設の設置に向け、具体的に検討を進める。 	運用に向けた課題の整理 令和6年度予算要求		施設設置工事	維持管理（定期的に補修実施）				
	3. 屋内訓練場 (耐用年数40年)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に外壁改修工事を実施する。 支持点等の設備強化についても検討を重ねる。 	実施設計 令和5年度予算要求 外壁改修工事		維持管理（定期的に補修実施）					
	4. 体力錬成施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見を聞きながら、設備の充実に努めていく。 	設備の充実							

項目	施設・資機材等	今後の方向性	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11以降
②教育訓練資機材整備	1. 訓練用車両	<ul style="list-style-type: none"> 各年度ごとに必要車両を提供できる本部から購入する。 車両更新計画を作成し、県内消防本部と連携（有償譲渡にて）しながら随時更新する。 	令和5年度予算要求	計画的に随時整備又は更新						
	2. その他資機材	<ul style="list-style-type: none"> 優先度を考慮した5カ年計画に基づき、計画的に整備又は更新する。 	9月補正で一部対応 令和4年度 令和5年度予算要求							
③宿泊施設の整備	自治研修所と関係する施設であるため、人事課と調整を図りながら適切に維持管理を実施する。	令和5年度予算要求	維持管理（定期的に補修実施） 計画的に改修・更新							
④教官の増員	<ul style="list-style-type: none"> 教官の増員について関係部署と継続的に調整を行う。 派遣数の増、派遣年数の延長等、消防長会と調整を図る 	増員に向けた課題の整理	令和6年度予算要求 県消防長会と協議	消防防災ヘリコプター消防隊員及び消防学校教官派遣計画表に基づき派遣						

【備考】

「新潟県消防学校における教育訓練及び施設整備等のあり方検討会」の意見要望を踏まえ、施設や資機材等の整備目標を整理したもの。

整備計画の実現にあたっては、予算・人材の確保等について、関係機関との調整が必要

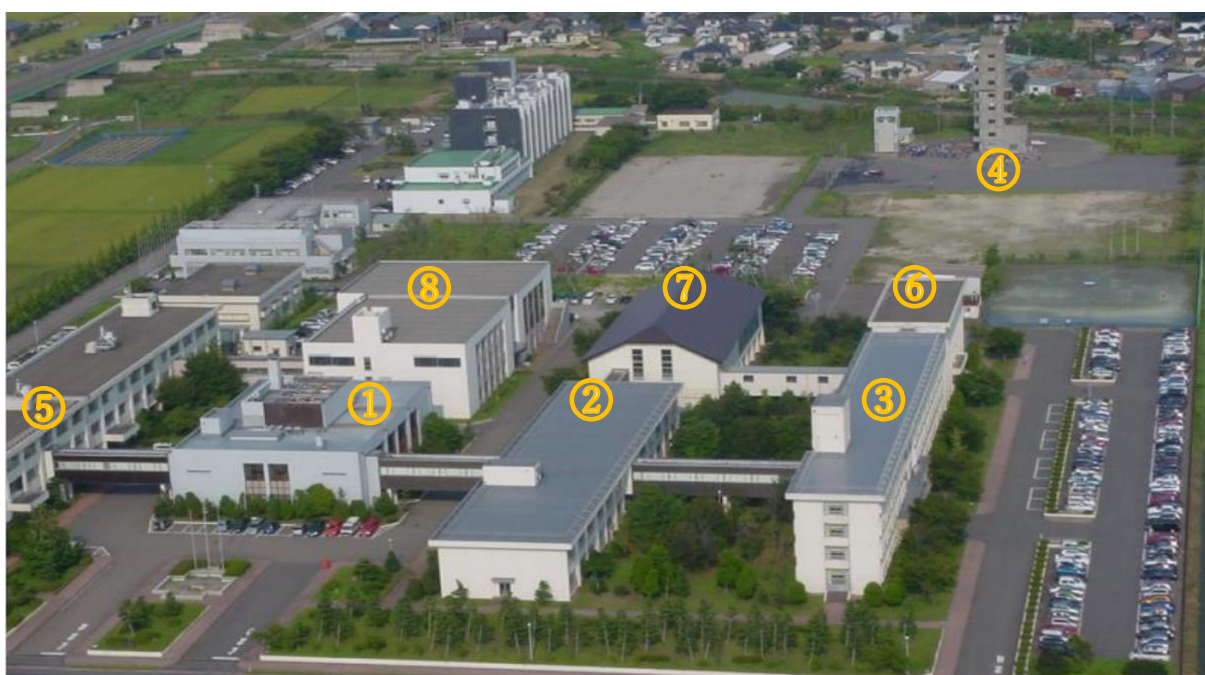
新潟県消防学校教育訓練施設等について

【施設の概要】

新潟県消防学校は、昭和 56 年 8 月に自治・消防研修棟の完成により現在地に移転した後、順次各教育訓練施設等を整備してきた。新潟県総合研修センターとして自治研修所と県立教育センターが併設されており、厚生棟や研修棟、宿泊棟などを共用している。

主な施設の概要は下記のとおりである。

総合研修センター施設概要



○ 敷地面積 81,756.86㎡

○ 建物延面積 22,633.56㎡

【主な施設(建築順)】

名称	構造	階数	建築年月日	建面積(㎡)	延面積(㎡)
① 共用厚生棟 (食堂)	鉄筋コンクリート造	2階	S55.3.31	1,123.61	2,312.57
② 自治消防研修棟 (自治研修所・消防学校)	鉄筋コンクリート造	2階	S56.4.20	1,403.80	2,687.28
③ 自治教育宿泊棟 (親和寮)	鉄筋コンクリート造	4階	S56.5.30	977.69	3,611.40
④ 消防訓練棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階 地上8階	S58.3.15	63.74	393.19
⑤ 教育研修棟 (教育センター)	鉄筋コンクリート造	3階	S58.10.25	2,040.00	5,882.60
⑥ 消防宿泊棟 (曾水寮)	鉄筋コンクリート造	4階	S59.3.6	334.10	1,339.99
⑦ 消防屋内訓練場	鉄骨造	2階	S63.3.29	900.00	1,218.38
⑧ 情報棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	3階	H9.12.11	1,329.16	4,358.13

1 訓練棟

主塔は昭和 58 年に竣工し、以降、平成 20 年度に西・北面の外壁補修工事及び屋上防水工事、平成 23 年度に東・南面の外壁補修工事、令和元年度に基礎部分（一部）のコンクリート塗り直し工事を実施し現在に至っているが、令和 12 年度に耐用年数を迎える。

副塔は主塔建設と同年に竣工し、以降、平成 25、28 年度に錆落とし及び塗装を行い、その後平成 29 年度に耐用年数を迎え、令和元年度に部分補修（床面改修、塗装等）を実施し現在に至っている。



訓練棟全景



副塔 S58.3 竣工



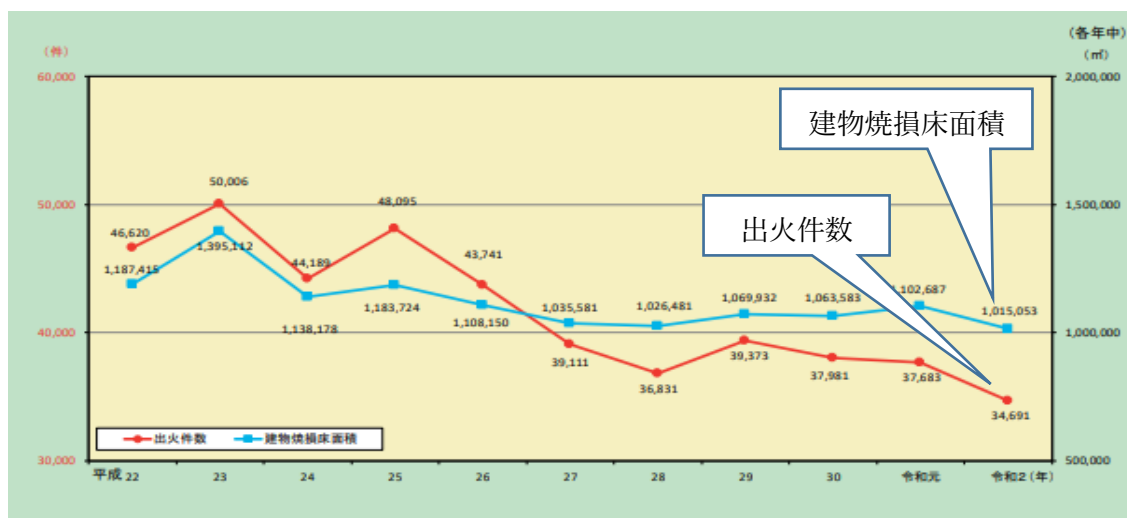
主塔 S58.3 竣工

2 実践的訓練施設（実火災体験型訓練施設）

（1）実火災体験型訓練施設導入の必要性

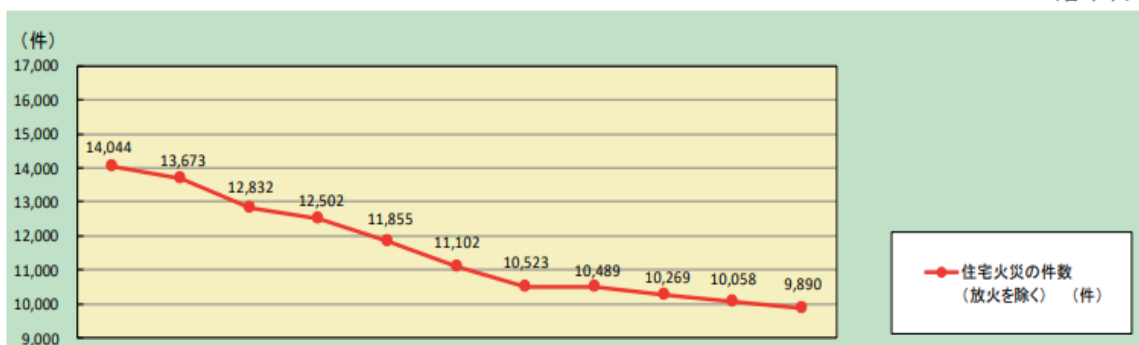
- ア 世代交代や火災件数減少に伴い、火災性状を知らない若年層の増加
- イ フラッシュオーバーによる受傷事例の増加
- ウ 耐火建物と同様に高気密の木造・防火造建物の増加

《火災の推移と傾向図》



区分/年別	令和3年			令和2年	過去10年平均※5
	令和2年との比較	過去10年平均との比較			
全出火件数(件)	531	18 (3.5 %)	-52 (-8.9 %)	513	583
建物火災	348	-12 (-3.3 %)	-49 (-12.3 %)	360	397
住宅火災	202	25 (14.1 %)	-28 (-12.2 %)	177	230
林野火災	14	2 (16.7 %)	-4 (-22.2 %)	12	18
車両火災	62	8 (14.8 %)	-8 (-11.4 %)	54	70
船舶火災	0	0 (-)	-1 (皆減)	0	1
航空機火災	0	0 (-)	0 (-)	0	0
その他火災※1	107	20 (23.0 %)	9 (9.2 %)	87	98

《住宅火災の件数》

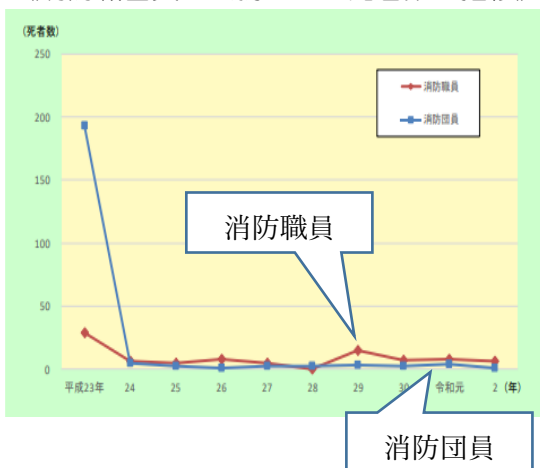


《消防職団員の公務による死傷者数》

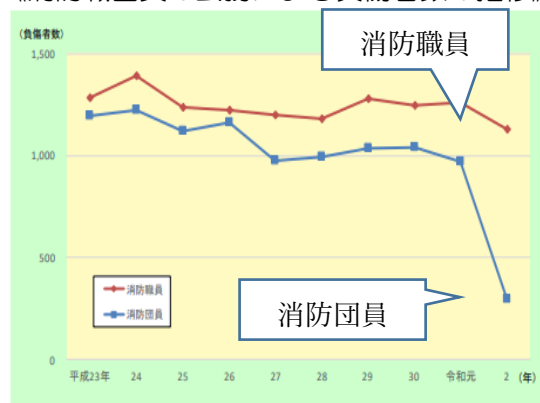
(令和2年中)(単位:人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	死 者	4	0	4	57.1
	負 傷 者	178	134	312	21.9
風水害等の災害	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	15	11	26	1.8
救 急	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	205	0	205	14.4
演習・訓練等	死 者	1	1	2	28.6
	負 傷 者	382	100	482	33.8
特別警戒	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	0	5	5	0.4
捜 索	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	4	9	13	0.9
そ の 他	死 者	1	0	1	14.3
	負 傷 者	343	38	381	26.8
計	死 者	6	1	7	100.0
	負 傷 者	1,127	297	1,424	100.0

《消防職団員の公務による死者数の推移》



《消防職団員の公務による負傷者数の推移》



(2) 実火災体験型訓練とは

実火災体験型訓練とはパレットを燃焼させて高温にしたコンテナに消防隊員を進入させ、火災の性状変化、火災現場と同様の熱・煙、注水による熱気環境の変化を体験させる訓練

【実火災体験型訓練の目的】

①火災現場と同様の熱、濃煙を体験

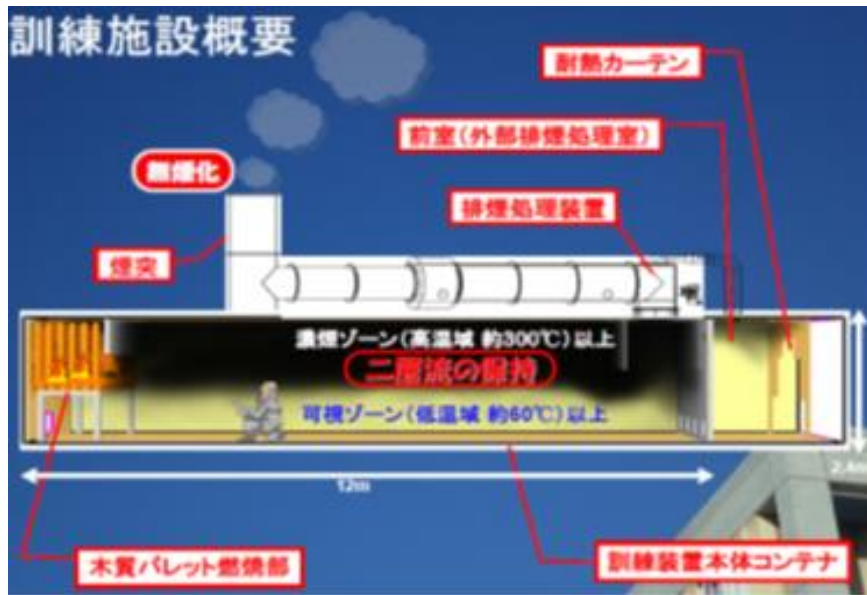
- ※ 密閉室内で起きる火災の様々な段階を例示
- ※ 火災活動時における各隊員の限界を認識させる機会を提供
(熱に対する反応、ストレスへの対応)

②火災性状等に関する知識を習得

- ※ フラッシュオーバーに至る過程を観察・体験

③注水を学ぶ

- ※ フラッシュオーバーを遅らせる活動技術を確認する機会を提供



○コンテナ内部の状況



《 燃焼室にパレットを設置 》



《 燃焼状況 》



コンテナ内部の中性帯
《 中性帯の確認 》



ロールオーバー現象
《 フラッシュオーバーの前兆の確認 》

(3) 時代背景の変化

近年、住宅用火災警報器の設置促進が進み、火災の通報がより早くなされ、消防隊到着直後に、フラッシュオーバーが発生する可能性が増加、また、高

気密・高断熱住宅の普及により予期せぬ火災性状の変化に遭遇する可能性が高まっている。

これら時代背景の著しい変化等から、平成 27 年 3 月、「消防学校の施設、人員、及び運営の基準」及び「消防学校の教育訓練の基準」の一部改正により実践的訓練施設の整備が明確化された。

3 屋内訓練場

昭和 63 年に竣工し現在に至るが、外壁が老朽化しているほか、訓練を実施するための支持点等が少ない。



《屋内訓練場外観》



《屋内訓練場内部》



《屋内訓練場内部》



《屋内訓練場内 模擬訓練棟》

4 消防宿泊棟

消防宿泊棟（曾水寮）は昭和 59 年に竣工し、令和 2 年度に各舎室の改修工事を実施した。

- 寮内の体力錬成室については、2 階ロビー付近に設置されており、令和 3 年度にはトレーニング器具を整備するとともにスペースを拡充した。
- 洗濯室は平成 2 年に竣工したが、老朽化によりプレハブの柱の腐食が進み、外側から鉄板で溶接補修を施し、維持している状況にある。



◀ 曾水寮外観 ▶



◀ 舎室（構造：男女共通） ▶



◀ トレーニングスペース（2階ロビー） ▶



◀ 体力錬成室（2階） ▶

【洗濯室】



◀ 洗濯室外観（曾水寮脇） ▶



◀ 洗濯室外部柱の補強状況 ▶

5 訓練用車両

消防学校は、消防ポンプ自動車 5 台、救助工作車 1 台、救急車 1 台と計 7 台の訓練車両を保有しており、ポンプ操法訓練、ポンプ車取扱訓練及び実科査閲等で使用している。

《保有車両一覧》

区 分	初年度 登 録	登録 番号	備 考
①消防車（総務省 P）	H27.11	有	H27.11 消防庁から借り入れ
②救急車（消学 A1）	H21.10	//	H30.12 柏崎市消防本部から
③救助工作車（消学 R1）	H13.11	無	H30.4 新発田広域消防本部から
④消防車（消学 P1）	H10.1	//	H30.1 糸魚川市消防本部から
⑤ //（消学 T1）	H8.8	//	H30.8 燕・弥彦消防本部から
⑥ //（消学 P3）	H5.7	//	H23.7 小千谷市消防本部から
⑦ //（消学 P2）	H5.2	//	H5.2 消防防災課購入

○ 保有車両画像



① 平成 27 年 11 月登録



② 平成 21 年 10 月登録



③ 平成 13 年 11 月登録



④ 平成 10 年 1 月登録



⑤ 平成 8 年 8 月登録

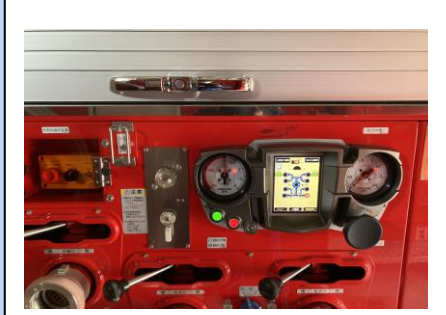


⑥ 平成 5 年 7 月登録



⑦ 平成 5 年 2 月登録

近年のポンプ操作装置



消防学校保有車両 ポンプ操作装置

